平成２５年（フ）第１５号
茨城県行方市芹沢1957番地６　関野住宅５号
債務者　森作　美穂
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第１７号
茨城県鹿嶋市旭ケ丘１丁目22番地13パークハウス長谷川Ａ―201
債務者　大川真紀子（旧姓押方）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２５年（フ）第７４号
茨城県筑西市藤ケ谷2129番地２
債務者　本橋　正利
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１８６号
千葉県習志野市本大久保２丁目４番１―209号
債務者　栗原　正彦
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９８号
千葉市中央区蘇我３丁目３番９号　サニーハイツ蘇我103号
債務者　大山　泰福（旧氏名全泰福）
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１９９号
千葉市中央区蘇我３丁目３番９号　サニーハイツ蘇我103号
債務者　大山　春枝
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２０号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目532番地３　稲毛荘202
債務者　清水　敏雄
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２７５号
千葉市若葉区千城台西３丁目12番３棟305号
債務者　工藤　寛一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１７号
新潟市西区青山２丁目15番12号　グレース青山205号
債務者　松野　照夫
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３３号
新潟市中央区長嶺町９番１号　ハイツ久代203号
債務者　井上　節子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
新潟市北区松浜６丁目１番地15
債務者　坂井由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８号
富山県黒部市前沢2427番地１　プラッツクロベ106号、旧住所富山県高岡市戸出狼120番地　メゾン・ド・エスポワール８．110号
債務者　佐藤　忠男
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（フ）第６０号
長野県中野市大字中野308番地１　メゾン井上２階202号
債務者　宮本　洋一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
長野県大町市常盤5846番地県営常盤上一団地42―29
債務者　武井　義久
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第６１号
長野県松本市新橋３番５号
債務者　伊藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県下伊那郡松川町生田5969番地８
債務者　橋場　寿敬
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１０号
岐阜市則武873番地５
債務者　井上由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１９３４号
名古屋市北区如意１丁目60番地　プリミエールＮＹＯＩ303号
債務者　田口　正嗣
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部